

企業金融の高度化に向けた 社債市場の在り方に関する研究会

中間報告書の概要

2026年3月30日

経済産業政策局 産業資金課

中間報告書の概要

1. はじめに

- 日本企業が将来にわたり持続的な成長を実現していくためには、成長投資の規模をこれまで以上に拡大していくことが不可欠
- 銀行借入のみでは賄えない領域が拡大しており、また、金融仲介の在り方も変化の兆しを見せており、銀行借入のみで資金需要の全部を賄える環境が今後も継続するとも限らない
⇒ 社債市場を活性化させ、企業が成長に向けた資金を確保しやすい基盤を整備する必要性が高まっている

2. 現状と課題

① 社債活用の意義・ノウハウの未浸透

- 発行体は高格付の大企業に偏在
- 社債活用の意義・ノウハウが共有されていない

② 投資家層の限定性による需給構造の制約

▷ 債券運用の高度化が不十分

- クレジット分析体制の不備

- 信用格付のみに依拠した投資基準・投資行動

▷ 投資を阻害する市場環境・制度

- 流動性不足（流通市場が未発達）

- 最低投資単位が大きく、分散投資等が困難

- コバナンツ付与等の社債権者保護が不十分

③ 発行手続の長期化・機動性不足

- マーケティング期間が長期化・金利変動リスク
- 発行体及び証券会社の負担大

3. 施策の方向性

発行体の裾野拡大に向けた方向性

- 「ガイドブック」と「好事例集」の作成・公表 + 銀行及び証券会社も周知・提案を実効的に行うこと

投資家の拡大及び債券運用の高度化に向けた方向性

- アセットオーナー・プリンシプルに基づく点検を行う中で、金融環境等を踏まえて、必要な体制整備、外部知見の活用、外部委託等の検討が進むことを期待

- 格付のみでなく、デフォルトリスクやスプレッド水準等を総合的に勘案した実質的な投資判断が可能となるよう、投資基準や外部委託の際の運用ガイドラインに関する自主的な見直しを期待

- 価格情報インフラの整備の一つとして、社債の流動性等に与える影響も考慮しながら、社債の取引情報の全銘柄公表に向けた検討がより一層進展することを期待

- 社債管理者設置義務の範囲や例外要件について合理的な見直しを行うことにより、社債権者保護を損なわない形で少額化を実現

- 適切なコバナンツ付与の促進と市場慣行としての定着 + 社債権者の意思結集環境の整備

マーケティング期間及び内容の見直し

- 発行手続の効率化に向けた実務慣行の整理を行うため、日本証券業協会において体系的に検討

法令の整備

- 社債管理者設置義務の例外規定の追加
 - － 投資家属性に着目
 - － 社債管理補助者の活用
- 迅速かつ効率的な意思結集環境の整備に向けた制度の導入ないし見直し
 - － バーチャル社債権者集会
 - － 社債権者集会の決議があったものとみなす制度